

バーゼルⅢ国内基準に関する金融庁告示案

小立 敬

■ 要 約 ■

1. 金融庁は 2012 年 12 月 12 日、国内基準行（協同組織金融機関を含む）を対象にバーゼルⅢの適用を図る告示案を公表した。告示案は、バーゼルⅢの国内基準の適用日を国際統一基準の適用日の 1 年後の 2014 年 3 月末と定めている。
2. バーゼルⅢの国内基準を国際統一基準と比べた場合の最大の特徴は、①自己資本の Tier1 および Tier2 という資本区分が廃止され、内部留保、普通株式および強制転換条項付優先株式（協同組織金融機関は優先出資）を含む「コア資本」に一本化されていること（劣後債務はコア資本の対象外）、②自己資本比率（コア資本のリスク・アセット比率）は 4%の最低水準が維持されていることが挙げられる。
3. 国内基準のダブルギアリング等においては、コア資本に含まれない劣後債務や強制転換条項のない優先株式を対象外とする代わりに、それらに係るエクスポージャーに 250%のリスク・ウェイトを適用している。ただし、バーゼルⅡの下で発行された劣後債務や強制転換条項のない優先株式については、100%のリスク・ウェイトを適用できる経過措置が手当てされている。
4. 国際統一基準ではバーゼルⅢテキストと同じ経過措置が設定されているが、国内基準では 10 年や 15 年というより長い期間の経過措置が手当てされている。国内基準行においては、経過措置によってコア資本にもたらされる毎期のプラス、マイナスの影響が長期にわたって生じることになるため、今後の資本戦略を立てる上で、経過措置がコア資本に与える影響を正しく把握することが求められる。

告示案の公表

金融庁は 2012 年 12 月 12 日、海外営業拠点を有さない国内基準行（協同組織金融機関を含む）を対象にバーゼルⅢの適用を図る「自己資本比率規制（第 1 の柱）に関する告示の一部改正（案）」（以下、「新告示案」）を公表し、2013 年 1 月 18 日を期限として意見募集を実施した¹。新告示案は、バーゼルⅢの国内基準の適用日を国際統一基準の適用

¹ <http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20121212-1.html> を参照。

日の1年後の2014年3月31日と定めている(附則1条)。また、10年程度の経過措置を設け、段階的な導入を図る方針を示している。

バーゼル の国内基準を国際統一基準と比べた場合の最大の特徴は、自己資本の基本的項目(Tier1)および補完的項目(Tier2)という資本区分が廃止され、内部留保、普通株式および強制転換条項付優先株式(協同組織金融機関は優先出資)を含む「コア資本」に一本化されていること、自己資本比率(コア資本のリスク・アセット比率)は4%の最低水準が維持されていることが挙げられる。新告示案が明らかにした国内基準は、バーゼル銀行監督委員会によるバーゼル テキストの規制内容を踏まえつつも、日本独自の自己資本規制の枠組みとなっている。

金融庁はバーゼル の国内基準について、わが国の実情を十分踏まえること、金融機関の健全性を確保すること、金融仲介機能が発揮されることを念頭に検討を行った結果、従来の最低自己資本比率を維持しつつ、自己資本の質の向上を図る一方、地域経済への影響や業態の特性も勘案したものである旨を述べている²。

以下では、新告示案のうち、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実が適当であるかどうかを判断するための基準」に規定する国内基準・連結自己資本比率に係る規則を中心にバーゼル の国内基準のポイントを確認する。

新たな自己資本の定義と最低水準

バーゼル の国際統一基準では、普通株式等 Tier1、その他 Tier1、Tier2 という資本区分が設けられ、最低基準として普通株式等 Tier1 比率 4.5%、Tier1 比率 6%、自己資本比率 8%が求められる³。これに対して、バーゼル の国内基準では、内部留保、普通株式および強制転換条項付優先株式で構成される「コア資本」が新たに定義され、自己資本比率(コア資本のリスク・アセット比率)の基準として4%以上の水準が要求されることになる(25条)。一方、協同組織金融機関は、コア資本に非累積的永久優先出資を含めることができる⁴。さらに、国内基準行が内部格付手法(IRB)を採用する場合は、内部格付手法を用いるための要件として、国際統一基準の最低基準である普通株式等 Tier1 比率 4.5%以上を維持しなければならない⁵(238条)。

コア資本に算入できる強制転換条項付優先株式については、普通株式への強制転換条項として「一定の時期の到来を条件として普通株式へ転換されるもの」であることが求められる以外は、国際統一基準におけるその他 Tier1 の算入要件とほぼ同じであり、例えば、

² 金融庁「自己資本比率規制(国内基準)の見直しについて」を参照。

³ 小立敬「国際統一基準行にバーゼル の適用を図る金融庁告示の概要」『野村資本市場クォーターリー』2012年春号を参照。

⁴ 信用金庫および信用協働組合においては、普通出資および非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額をコア資本に含めることができる。

⁵ IRB 採用行の普通株式等 Tier1 比率の要件にも経過措置が設けられている。国際統一基準行の要件と平仄をあわせて、2014年3月末から1年間は4.5%より低い4%に最低基準が設定されている(附則13条1項)。

ステップアップ金利等その他の償還を行う蓋然性を高める特約を付すことが禁じられる（28条4項）（図表1）。他方、国際統一基準のその他 Tier1 については、バーゼル委員会の方針に則して、実質破綻時（point of non-viability）の資本の損失吸収力を確保する観点から、規制当局が実質破綻と判断した時点で元本の削減または普通株式への転換が実施される条項を商品契約に備えなければならないが、国内基準では当該要件は求められていない⁶。

従来 Tier2 に含まれていた劣後債務（劣後債、劣後ローンを含む）は、コア資本の定義には含まれておらず、バーゼルの国内基準では、バーゼル規制上の自己資本として劣後債務は認められていない。劣後債務が自己資本から外された理由としては、一般に地域金

図表1 強制転換条項付優先株式の資本算入要件

優先株式の商品性に係る要件
1. 発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
2. 残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後の内容を有するものであること。
3. 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
4. 償還期限が定められておらず、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。
5. 償還を行う場合には発行後5年を経過した日以降（発行の目的に照らして発行後5年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後5年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。 イ. 償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。 ロ. 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。 ハ. その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 (1) 償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。 (2) 償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。
6. 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。
7. 剰余金の配当の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。 イ. 剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。 ロ. 剰余金の配当の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。 ハ. 剰余金の配当の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。 ニ. 剰余金の配当の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関するものを除く。）がないこと。
8. 剰余金の配当が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものであること。
9. 剰余金の配当額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。
10. 発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
11. 発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
12. ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。
13. 一定の時期の到来を条件として普通株式へ転換されるものであること

（出所）金融庁告示案より野村資本市場研究所作成

⁶ 国際統一基準のその他 Tier1 の要件では、「元本の削減等または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合または公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない」との規定が設けられている。

融機関が発行する劣後債務の資本調達コストは大手銀行などと比べると相対的に高く、地域金融機関の自己資本の質の改善を阻んでいるという金融庁の認識が背景にあるものと考えられる。

ただし、コア資本の定義に含まれない既発行の優先株式、劣後債務には、後述のとおり、資本商品に係るグランドファザリングとして、それぞれ 15 年間、10 年間はコア資本に算入できる措置が手当てされている。

一方、コア資本の基礎項目には、普通株式または強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額に加えて、その他の包括利益累計額が含まれる（図表 2）。ただし、当該額からはその他有価証券評価差額金が除かれており、基本的には保有有価証券の評価損益の変動がコア資本に影響を与えないようなかたちとなっている（28 条 1 項 2 号）。その他の包括利益累計額からは土地再評価差額金や繰延ヘッジ損益も除外されている。

また、コア資本の基礎項目には一般貸倒引当金の額を考慮することができるが、一般貸

図表 2 コア資本の基礎項目、調整項目（銀行の場合）

基礎項目 (+)
普通株式または強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 (社外流出予定額を除く)
その他の包括利益累計額 (その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金を除く)
普通株式または強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額
コア資本に係る調整後少数株主持分の額
次の額の合計額
(i) 一般貸倒引当金の額 (信用リスク・アセット合計額に1.25%を乗じた額が上限)
(ii) IRB採用行: 適格引当金合計額が事業法人等向けエクスポージャーおよびリテール向けエクスポージャーの期待損失額合計額を上回る場合、当該適格引当金合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額 (信用リスク・アセット合計額に0.6%を乗じた額が上限)
調整項目 (-)
次の無形固定資産の額の合計額
(i) 無形固定資産 (のれんに係るものに限り、のれん相当差額を含む)
(ii) 無形固定資産 (のれん、モーゲージ・サービシング・ライツ に係るものを除く)
一時差異以外の繰延税金資産
IRB採用行: 事業法人等向けエクスポージャーおよびリテール向けエクスポージャーの期待損失額合計額が適格引当金合計額を上回る場合、当該期待損失額合計額から当該適格引当金を控除した額
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額
退職給付に係る資産の額
自己保有普通株式等の額
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額
少数出資金融機関等の普通株式等の額
特定項目に係る10%基準超過額
特定項目に係る15%基準超過額

(出所) 金融庁告示案より野村資本市場研究所作成

倒引当金の算入上限が従来から引き上げられている。バーゼル の国内基準では、信用リスク・アセットに 0.625% を乗じた額が算入上限であったのに対して、バーゼル の国内基準は、国際統一基準と同様、信用リスク・アセットの 1.25% を上限としている（28 条 1 項 5 号）。これによって国内基準行のコア資本が引き上げられる効果が想定される。

他方、自己資本からの控除項目である調整項目に関しては、基本的に国際統一基準における普通株式等 Tier1 の調整項目と同様の項目が規定されている（28 条 2 項）。例えば、ソフトウエア資産を含む無形固定資産は、原則としてすべてコア資本から控除される⁷。また、繰延税金資産については、会計と税務の将来減算一時差異に係るもの（例えば、貸倒引当金）は、特定項目としてコア資本の 10% を上限に算入が認められる。つまり、一時差異に係る繰延税金資産の額から「特定項目に係る 10% 基準額」を控除した額がプラスであれば、その額がコア資本から控除される⁸。そして、資本控除されない部分に対しては、250% のリスク・ウエイトが適用される（76 条の 4、178 条の 4）。一方、一時差異以外の繰延税金資産（例えば、繰越欠損金）については、全額コア資本から控除される取り扱いとなる⁹（28 条 2 項 1 号）。

ダブルギアリング等の取り扱い

1. 意図的な相互の持ち合い

バーゼル テキストは、資本の意図的な相互の持ち合い、重大な出資（significant investment）、重大な出資以外の出資（以下、「ダブルギアリング等」）について、普通株式等 Tier1、その他 Tier1、Tier2 からの控除を求めている。これに対して、新告示案が提示する国内基準は、Tier1、Tier2 の区分を廃止してコア資本に一本化しており、ダブルギアリング等に該当する場合は、コア資本の調整項目としてコア資本からの資本控除が行われる。

ダブルギアリング等の対象範囲を定める「他の金融機関等」は、国際統一基準と同様、連結の範囲に含まれない「金融機関もしくはこれに準ずる外国の者または金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く）」と定義されている（29 条 4 項）。つまり、ダブルギアリング等の対象機関としては、銀行、協同組織金融機関、金融商品取引業（証券会社を含む）、商品先物取引業、保険業（生損保を含む）、貸金業やクレジットカード業等のノンバンク、総合リース業という幅広い金融機関

⁷ ただし、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産を除く。

⁸ 特定項目に係る 10% 基準額は、コア資本の調整項目のうち、特定項目に係る 10% 基準超過額、特定項目に係る 15% 基準超過額を除いた調整項目をコア資本の基礎項目から控除した額の 10% 相当額として算定される。

⁹ 繰延税金資産に対して関連する繰延税金負債がある場合は、一定の額を相殺することができる（29 条 10 項）。

やノンバンクが対象となることが想定される¹⁰。

バーゼル テキストにおける資本の意図的な相互の持ち合いに関する資本控除は、国内基準では、コア資本の調整項目に含まれる「意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額」に該当する。その要件は、国際統一基準と同様、「他の金融機関等との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に当該銀行または連結子法人等の普通株式または強制転換条項付優先株式を保有していると認められる場合」と定められている（29条4項）。

すなわち、相互に自己資本比率を向上させるという目的があり、当該銀行が他の金融機関等の資本調達手段を意図的に保有する一方、当該他の金融機関等も当該銀行の普通株式、強制転換条項付優先株式を意図的に保有するという条件をすべて満たした場合に、コア資本からの控除が発生することとなる。当該規定を字句通り読む限り、資本の意図的な相互の持ち合いに該当するケースは、かなり限定的ではないかと考えられる。

2. 重大な出資

バーゼル テキストは、金融機関の発行済普通株式の10%以上の保有を含む「重大な出資」の場合、普通株式投資については普通株式等 Tier1 の10%超過額を普通株式等 Tier1 から控除し、それ以外にその他 Teir1、Tier2 による投資がある場合には、それぞれに対応する資本区分から資本控除を行うことを求めている。

一方、国内基準では、国際統一基準に準じて重大な出資の対象を「その他金融機関等」として以下のように定義した上で、その他金融機関等の「対象普通株式等」（強制転換条項付優先株式に相当するもの、みなし普通株式を含む）を保有する場合には、対象普通株式等の額から「特定項目に係る10%基準額」を控除した額がプラスであれば、その額がコア資本から控除され、資本控除されない部分に対しては、250%のリスク・ウエイトが適用される¹¹（29条6項1号、76条の4、178条の4）。

当該銀行および連結子法人等がその総株主等の議決権の100分の10を超える議決権を保有している他の金融機関等

連結財務諸表規則5条1項に該当するため、連結の範囲に含まれない金融子会社¹²

当該銀行が金融業務を営む会社を子法人等としている場合における当該子法人等

¹⁰ 金融庁が2012年6月に公表した国際統一基準に係る「バーゼルに関するQ&A」では、「金融機関もしくはこれに準ずる外国の者または金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者」の範囲として、日本標準産業分類の「J.金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者のうち「621.中央銀行」に該当する者以外の者、「K.不動産業、物品賃貸業」のうち「7011.総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者を規制対象として挙げている。

¹¹ 特定項目に係る10%基準額の計算については、前掲注8を参照。

¹² 具体的には、財務および営業または事業の方針を決定する機関に対する支配が一時的であると認められる子会社、連結の範囲に含めることにより連結財務諸表提出会社の利害関係人の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる子会社が該当する。

あって、連結財務諸表規則 5 条 1 項等に該当するため、連結の範囲に含まれないもの
 当該銀行が関連法人等としている金融業務を営む関連法人等
 他の金融機関等であって、当該銀行を子法人等とする親法人等またはその子法人等、
 関連法人等

3. 重大な出資以外の出資

バーゼル テキストは、連結範囲外の銀行、保険会社、その他金融機関への投資であって、当該金融機関の発行済普通株式の 10% 未満の投資の場合、重大な出資以外の出資としてそれらのすべての投資を合計して普通株式等 Tier1 の 10% を超過する場合には、普通株式等 Tier1、その他 Tier1、Tier2 からの資本控除を求めている。

バーゼル の国内基準では、重大な出資以外の出資の扱いについては、議決権の 100 分の 10 を超える議決権を有していない他の金融機関等を「少数出資金融機関等」として定義する。少数出資金融機関等の対象普通株式等、つまり、普通株式、強制転換条項付優先株式に相当するもの、みなし普通株式を合計した額から、コア資本の 10% に相当する「少数出資に係る 10% 基準額」を控除した額がプラスであれば、その額をコア資本から控除することになる¹³ (29 条 5 項)。

一般的に、国内基準行は純投資も含めて金融機関等への投資が自己資本対比で大きい場合があるため、そのような金融機関においては重大な出資以外の出資がコア資本に影響を与えることが想定される。なお、劣後債務はコア資本の定義に含まれないため、そのことと平仄を合わせるかたちで、国内基準のダブルギアリング等の取り扱いでは、劣後債務の保有によって資本控除が生じない取り扱いとなっている。

なお、協同組織金融機関については、重大な出資以外の出資とは別のコア資本の調整項目として、系統機関への普通出資等についても資本控除の対象となっている¹⁴。具体的には、信用金庫については信用金庫連合会の対象普通出資等の額、信用協同組合については信用協同組合連合会の対象普通出資等の額から、コア資本の 20% に相当する「連合会向け出資に係る 20% 基準額」を控除した額がプラスとなる場合には、その額がコア資本から控除されることになる¹⁵。

¹³ 少数出資に係る 10% 基準額は、コア資本の調整項目のうち、少数出資金融機関等の普通株式等の額、特定項目に係る 10% 基準超過額、特定項目に係る 15% 基準超過額を除いた調整項目を基礎項目から控除した額の 10% 相当額として算定される。なお、強制転換条項付優先株式に相当するものの具体的な範囲は明らかではなく、いずれ Q&A で明らかにされるものと思われる。

¹⁴ 対象となる系統機関への普通出資等には、普通出資に加えて、非累積的優先出資に相当するもの、みなし普通出資が含まれる。

¹⁵ 連合会向け出資に係る 20% 相当額は、コア資本の調整項目のうち、少数出資金融機関等の普通株式等の額、信用金庫連合会または信用協同組合連合会の対象普通出資等の額、特定項目に係る 10% 基準超過額、特定項目に係る 15% 基準超過額を除いた調整項目を基礎項目から控除した額の 20% 相当額として算定される。

4. その他のポイント

国内基準は、劣後債務や強制転換条項のない優先株式をダブルギアリング等の対象外とする代わりに、それらに係るエクスポージャーに関しては、原則として 250% のリスク・ウエイトを適用する（76 条の 2 の 3、178 条の 2 の 3）。ただし、後述の経過措置の中で、適用日から 15 年間はバーゼル の下で発行された劣後債務や強制転換条項のない優先株式については、100% のリスク・ウエイトを適用できる措置が手当てされている。

また、ダブルギアリング等では、間接保有を含めて実質保有ベースで判断する必要があり、国内基準では、「銀行や他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む」と規定されている（29 条 4 項乃至 6 項）。投資信託を含むファンド等を通じた間接保有であれば、原則としてルックスルーで投資割合を勘案して考慮することが求められ、デリバティブについては取引の特性を踏まえて考慮する必要がある¹⁶。

その他の取り扱い

1. 少数株主持分の取り扱い

バーゼル テキストは、銀行子会社や銀行と同レベルの健全性規制下にある金融子会社が発行する普通株式に係る少数株主持分に限って、普通株式等 Tier1 の最低基準 4.5% と資本保全バッファ 2.5% を合わせた 7% に相当する額を普通株式等 Tier1 に算入することを認めている。

これを受けて国内基準では、少数株主持分のコア資本算入が認められる銀行子会社等を「特定連結子法人等」と定義して、「連結子法人等のうち金融機関またはバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準もしくはこれと類似の基準の適用を受ける者」とし

¹⁶ 国際統一基準に係る「バーゼル に関する Q&A」では、他の金融機関等に係る資本調達手段を保有するファンドに対して出資している場合、連結範囲外の法人等に対する貸付けを通じて当該法人等に他の金融機関等に係る資本調達手段を保有させていると認められる場合、他の金融機関等に係る資本調達手段について、第三者とトータル・リターン・スワップ契約を結んでいる場合、第三者による他の金融機関等への出資について保証や CDS のプロテクションを提供している場合、他の金融機関等に係る資本調達手段についてコール・オプションを購入しているまたはプット・オプションを売却している場合、他の金融機関等に係る資本調達手段を将来取得する契約を結んでいる場合、他の金融機関等に係る資本調達手段を裏付資産とする特定社債や証券化商品に対して投資している場合を具体的な事例として挙げている。

その上で、上記の場合の他の金融機関等に係る資本調達手段の保有額については、これらの資本調達手段が全額毀損したと仮定した場合に銀行に生じる損失額等を基に算出するとしている。例えば、ファンド等を通じた間接保有であれば、原則としてルックスルーを行った上で、他の金融機関等に係る資本調達手段への投資割合を勘案して算出する。一方、デリバティブ取引であれば、当該取引を通じて実質的に保有していると認められる額を見積もることが必要であり、個別株オプションであればデルタポジション、スワップであれば想定元本を保有額と見なすこと等が考えられるとし、当該取引の特性を踏まえて適切に見積もることが求められるとしている。

てその対象範囲を定めている¹⁷（29条1項）。

少数株主持分のコア資本への算入可能額については、特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額、つまり特定連結子法人等の単体コア資本に係る基礎項目の額（銀行以外の場合はこれに相当する額）であって、特定連結子法人等の親法人等である銀行の連結貸借対照表の純資産の部に少数株主持分として計上される部分の額のうち、

特定連結子法人等のリスク・アセットに4%を乗じた額、または、銀行のリスク・アセットのうち特定連結子法人等に関連するものの額に4%を乗じた額のいずれか少ない額に、コア資本に係る第三者持分割合を乗じて得た額を超えない額を「コア資本に係る調整後少数株主持分の額」としてコア資本に計上することになる¹⁸。

2. 特定項目に係る10%基準超過額、15%基準超過額

バーゼル テキストは、重大な出資、モーゲージ・サービシング・ライツ、一時差異に係る繰延税金資産については普通株式等 Tier1 の10%までの資本算入を認めたとうえで、それらの合計に対して普通株式等 Tier1 の15%というさらなる算入上限を設けている。

この点について国内基準では、その他金融機関等の対象普通株式等を銀行または連結子法人等が保有している場合における当該対象普通株式等の額から特定項目に係る10%基準額を控除した額、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産の額から特定項目に係る10%基準額を控除した額、一時差異に係る繰延税金資産の額から特定項目に係る10%基準額を控除した額をすべて合計した額を特定項目に係る10%基準超過額として、コア資本からの控除を求めている¹⁹（29条6項）。

次に、特定項目に係る15%基準超過額については、一時差異に係る繰延税金資産を例にとると、図表3のように算定される（29条7項）。これを、その他の特定項目についても同様に算定し、それらを合計すれば、コア資本の調整項目としての特定項目に係る15%基準超過額が得られる。特定項目に係る15%基準超過額によってコア資本から控除されない部分に対しては、250%のリスク・ウエイトが適用される（76条の4、178条の4）。

3. カウンターパーティ・リスクへの対応とその他の措置

バーゼル テキストでは、事業会社に対する重要な出資について1250%のリスク・ウエイトの適用を求めている。国内基準においては、総株主等の議決権の100分の10を超

¹⁷ 国際統一基準では、「連結子法人等のうち金融機関またはバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準もしくはこれと類似の基準の適用を受ける者（金融商品取引業者等に関する内閣府令を含む）」と規定されており、国内基準と書き分けられている。国内基準では自己資本規制比率が適用される第一種金融商品取引業者（証券会社）の取り扱いがどうなるか注意が必要であろう。

¹⁸ コア資本に係る第三者持分割合とは、特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本額に係る基礎項目の額を単体コア資本に係るコア資本の額で除した値として計算される。

¹⁹ 特定項目に係る10%基準額の計算については前掲注8を参照。

図表 3 特定項目に係る 15%基準超過額の計算（繰延税金資産の場合）

$$\text{特定項目に係る15\%基準超過額} = \frac{\text{繰延税金資産の額} - (\text{繰延税金資産の額} - \text{特定項目に係る10\%基準額})}{\text{特定項目に係る調整対象額}} \times \text{特定項目に係る10\%基準対象額}$$

- (1) 特定項目に係る調整対象額 = 特定項目に係る10%基準対象額 - 特定項目に係る15%基準額
 (2) 特定項目に係る10%基準対象額 = 特定項目の額 - 特定項目に係る10%基準超過額を控除した額
 (3) 特定項目に係る15%基準額 = (コア資本の基礎項目 - 調整項目 (特定項目に係る10%基準超過額、特定項目に係る15%基準超過額を除く) - 特定項目) × 15% ÷ 85%

(出所) 金融庁告示案より野村資本市場研究所作成

える議決権を保有している法人等（その他金融機関等を除く）に係る出資のうち、自己資本の15%に相当する「重要な出資に係る15%基準額」を超える部分のエクスポージャーについては、1250%のリスク・ウェイトが適用される（76条の2の2、178条の2の2）。また、CVA リスク相当額に関しては、内部格付手法採用行、内部モデル方式採用行、先進的計測手法採用行のいずれにも該当しない国内基準行については、簡便的リスク測定方式を用いてデリバティブ取引に係るCVA リスク相当額を算定することが認められる²⁰（270条の2）。

段階的な経過措置

国際統一基準においてはバーゼル テキストとほぼ同じ経過措置が設定されている一方、国内基準については、10年や15年というバーゼル テキストよりも長い期間の経過措置が手当てされている。国内基準行では、経過措置によってコア資本にもたらされる毎期のプラス、マイナスの影響が長期にわたって生じることになるため、今後の資本戦略を立てる上で、経過措置がコア資本に与える影響を正しく把握することが求められよう。

1. 資本商品のグランドファザリング

バーゼル の国内基準の下では、優先株式はコア資本に含まれるが、それは普通株式への強制転換条項を備えた優先株式でなければならない。このため、バーゼル の下で発行された強制転換条項のない非累積的永久優先株については、適用日である2014年3月31日から15年間のグランドファザリングが設けられている（附則3条1項）。

すなわち、改正前の告示（以下、「旧告示」）に基づき適用日前に発行された非累積的

²⁰ CVA（信用評価調整）リスクとは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動によりCVA（派生取引商品について取引相手方の信用リスクを勘案しない場合における公正価値評価額と取引相手方の信用リスクを勘案する場合における公正価値評価額との差額）が変動するリスクと説明されている（1条77の2号）。

永久優先株のうち、新告示案の強制転換条項付優先株式に該当しないものについては、「適格旧非累積的永久優先株」として、適用日から 2029 年 3 月末までの間、適格旧非累積的永久優先株の適用日における額に図表 4 の期間の区分に応じた率を乗じた額までをコア資本に算入することができる。適用日から 6 年間は貸借対照表上の額がそのままコア資本に算入され、2020 年 3 月末以降は毎年 10% ずつコア資本として算入される額が減価される扱いである。

一方、コア資本の定義に含まれない劣後債務についても、グランドファザリングによって 10 年間はコア資本に算入することができる（附則 3 条 2 項）。すなわち、適用日前に旧告示に基づき発行された Tier1 商品、Tier2 商品であって、コア資本の定義に含まれない社債型優先株や、劣後債務、期限付優先株に関しては、「適格旧資本調達手段」として適用日から 2024 年 3 月末までの間、適用日における適格旧資本調達手段の額に図表 5 の期間の区分に応じた率を乗じた額までをコア資本として算入することができる。

バーゼル規制上、償還期限のある資本商品は償還期限までの期間が 5 年を切った場合にアモチゼーションが生じる。償還期限まで 5 年以内となったものに関するグランドファザリングにおいては、自己資本比率の算出基準日から償還期限までの期間の日数を償還期限までの期間が 5 年になった日から償還期限までの期間の日数で除した割合を貸借対照表計上額に乘じた額がコア資本への算入額となり、適用日における適格旧資本調達手段の額に期間の区分に応じた率を乗じた額がその額に対する算入上限となる²¹。

ただし、適格旧非累積的永久優先株および適格旧資本調達手段にステップアップ金利等を上乗せする特約が付されている場合で、適用日以降にステップアップ金利等が上乗せされたときは、上乗せ日以降はコア資本に算入することができなくなることに注意が必要である。

図表 4 適格旧非累積的永久優先株の経過措置

	2014年 3月末から 6年間	2020年 3月末～	2021年 3月末～	2022年 3月末～	2023年 3月末～	2024年 3月末～	2025年 3月末～	2026年 3月末～	2027年 3月末～	2028年 3月末～
期間の区分に応じた率	100%	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%

（出所）金融庁告示案より野村資本市場研究所作成

図表 5 適格旧資本調達手段の経過措置

	2014年 3月末～	2015年 3月末～	2016年 3月末～	2017年 3月末～	2018年 3月末～	2019年 3月末～	2020年 3月末～	2021年 3月末～	2022年 3月末～	2023年 3月末～
期間の区分に応じた率	100%	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%	20%	10%

（出所）金融庁告示案より野村資本市場研究所作成

²¹ この場合、適用日における適格旧資本調達手段の額は、期限付劣後債務または期限付優先株の額が適用日におけるコア資本の額の 2 分の 1 相当額を上回る場合は、コア資本の額の 2 分の 1 相当額を適格資本調達手段の額とし、負債性資本調達手段（永久劣後債務を含む）、期限付劣後債務、期限付優先株の額（ を考慮した後の額）がコア資本の額を上回る場合は、コア資本の相当額が適格資本調達手段の額となる。

2．基礎項目、調整項目の取り扱い

その他包括利益に含まれる土地再評価差額金は、国内基準ではコア資本に算入されない。ただし、適用日から10年間は図表5の期間の区分に応じた率を乗じた額をコア資本として考慮することが認められている（附則5条1項）。

一方、コア資本の控除項目である調整項目については、適用日から5年間は図表6の期間の区分に応じた率を乗じた額をコア資本から控除することになる（附則8条1項）。期間の区分に応じた率を乗じた結果、コア資本の調整項目として資本控除されない部分のうち、旧告示の基本的項目または控除項目に該当する部分の額については、コア資本に係る調整項目となり、それ以外のものについては、なお従前の例によらずとしてコア資本から控除しない扱いとなる。

調整項目には国内基準行のコア資本に相対的に影響を生じ得る無形固定資産、繰延税金資産、ダブルギアリング等が含まれており、これらの項目から生じるコア資本の控除が毎期どのようなかたちでコア資本に影響を与えるか、資本戦略上、適切に把握しておく必要があるだろう。

3．ダブルギアリング等に関する取り扱い

適格旧非累積的永久優先株には15年、適格旧資本調達手段には10年のグランドファザリングが適用されることから、その点を踏まえた経過措置が設けられている。具体的には、意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額においては、適用日から15年間は普通株式、強制転換条項付優先株式に加えて、適格旧非累積的永久優先株および適格旧資本調達手段についても考慮しなければならない²²（附則10条1項）。

また、前述のとおり、他の金融機関等の対象資本調達のうち対象普通株式等（強制転換条項付優先株式、みなし普通株式を含む）以外の資本調達、例えば、劣後債務や強制転換条項のない優先株式に係るエクスポージャーについては、250%のリスク・ウエイトが適用されることとなっているが、経過措置として適用日から15年間は、バーゼル規制が適用される金融機関等（銀行持株会社、第一種金融商品取引業者に係る最終指定親会社を含む）が発行した適格旧非累積的永久優先株または適格旧資本調達手段に係るエクスポー

図表6 調整項目の経過措置

	2014年 3月末～	2015年 3月末～	2016年 3月末～	2017年 3月末～	2018年 3月末～
期間の区分に応じた率	0%	20%	40%	60%	80%

（出所）金融庁告示案より野村資本市場研究所作成

²² 協同組織金融機関においては、適用日から15年間は普通出資、非累積的永久優先出資に加えて、適格旧資本調達手段を考慮しなければならない。

ジャーに限っては、100%のリスク・ウエイトが適用される（附則12条1項）。

4．少数株主持分の取り扱い

少数株主持分の取り扱いに関する経過措置としては、「連結子法人等のうち金融機関またはバーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準もしくはこれと類似の基準の適用を受ける者」と定義される特定連結子法人等の少数株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、コア資本に係る調整後少数株主持分の額に算入されなかった額、つまり、

特定連結子法人等のリスク・アセットに4%を乗じた額、または、銀行のリスク・アセットのうち特定連結子法人等に関連するものの額に4%を乗じた額を超過した額の取り扱いについては、適用日から5年間は図表7の期間の区分に応じた率を乗じた額をコア資本に算入することを可能としている（附則7条1項）。

また、特定連結子法人等以外の連結子法人等の少数株主持分に関しては、適用日から10年間は図表5の期間の区分に応じた率を乗じた額をコア資本に算入できる措置が設けられている²³（附則7条2項）。

5．特定項目に係る15%基準超過額

特定項目に係る15%基準超過額については、バーゼルテキストに沿って国際統一基準と同様の経過措置が設けられている。すなわち、適用日から5年間は、特定項目以外のすべての調整項目を控除した後のコア資本の15%に特定項目の算入上限を設定している（附則11条1項）。

6．公的資本増強

公的機関（預金保険機構等を含む）による資本増強に関しては、普通株式または強制転換条項付優先株式に該当しないものであっても適用日前に発行された資本調達手段については、コア資本に算入することを認めている（附則4条1項）。2018年3月末という期限を設けて普通株式等Tier1への算入を認めている国際統一基準とは異なる扱いとなっている。

図表7 少数株主持分の経過措置

	2014年 3月末～	2015年 3月末～	2016年 3月末～	2017年 3月末～	2018年 3月末～
期間の区分に応じた率	100%	80%	60%	40%	20%

（出所）金融庁告示案より野村資本市場研究所作成

²³ ただし、連結子会社が株主資本に計上している海外特別目的会社の発行する優先出資証券および適格旧非累積的永久優先株、適格旧資本調達手段に係るものを除く。

今後の注目点

国内基準行にバーゼルⅢの適用を図る新告示案が公表されたことで、日本のバーゼルⅢ適用の全容が明らかになった。国際統一基準行には、バーゼル委員会によるバーゼルⅢテキストの規制内容がほぼそのまま適用されるのに対して、国内基準行にはバーゼルⅢテキストを踏まえつつも、日本独自の自己資本規制の枠組みが適用される。国内基準の最も特徴的な点といえば、資本区分がコア資本に一本化され、自己資本比率の最低水準が4%のままに維持されたということであろう。

バーゼルⅢは、自己資本規制の見直しにおける重点的な課題として資本の量および質の面での改善を求めていることからすると、国内基準は主に資本の質の面に焦点を当てた改革と捉えることができる。金融庁は国内基準に関して、地域経済への影響や業態の特性も勘案したものであると述べており、2013年3月末に迫った中小企業金融円滑化法の期限が到来した後の中小企業金融のあり方についても考慮に入れているのかもしれない。いずれにしても、バーゼルⅢ規制に完全に準拠した国際統一基準と日本独自の国内基準とを区別するという意味で、いわばダブルスタンダードを維持するという政策判断が行われたかたちである²⁴。

一方、日本独自の国内基準が海外からどのように評価されるのかという点については、留意が必要であろう。2012年8月の日本の金融セクターの安定性を評価するIMFによる「金融セクター評価プログラム」(FSAP)では、地域金融機関の貸出業務の低収益性、弱い資本基盤、拡大する国際投資に懸念を示し、国内基準行についても国際統一基準行と同様に最低自己資本比率を8%近くまで引き上げることを優先的課題とする勧告が行われている。今回、国内基準の最低基準を4%に据え置いたことが、日本の金融セクター全体の健全性の評価に影響を与えるのかどうか、十分に見極める必要があるだろう。

バーゼルⅢでは、資本の量および質の改善に加えて、資本の一貫性や透明性の向上にも重点が置かれている。バーゼル委員会は、2012年6月にバーゼルⅢの下での自己資本の開示要件を定めた規則文書を策定している²⁵。規則文書の中では、自己資本の内訳を詳細に開示するテンプレートが規定されており、当該テンプレートを利用する際、各国が採用する自己資本規制がバーゼルⅢの基準とは異なる場合は、「各国最低基準」(national minima)の項目において開示しなければならない。現時点では、日本において当該テンプレートの取り扱いがどうなるかは明らかではないが、国内基準ではどのようなテンプレートで、どのような項目として自己資本比率が開示されるのかということにも注目する必要があるだろう。

²⁴ さらに、国内基準を採用するIRB採用行については、コア資本の比率が4%以上であることに加えて、内部格付手法を利用するための要件として普通株式等Ter1比率4.5%以上が求められており、その結果、国際統一基準行、国内基準のIRB採用行、国内基準の標準的手法採用行という3つのカテゴリーが存在することになる。

²⁵ 小立敬「バーゼルⅢ：新たな自己資本の開示要件」『野村資本市場クォーターリー』2012年夏号(ウェブサイト版)を参照。